

令和5年度 第10回和水町教育委員会会議録

日時 令和6年3月19日（水） 午前9時～

場所 和水町役場本庁 庁議室（2階）

出席委員

教育委員	陶山三千也
教育委員	藤井山京子
教育委員	坂口 幸裕
教育委員	牧嶋 隆光
教育長	米田加奈美

出席事務局職員

学校教育課長	鍋島 忠隆
社会教育課長	益永 浩仁
学校教育課長補佐	永田 雅裕

1. 開 会 午前9時00分

（米田教育長）

ただいまより、令和5年度第10回教育委員会会議を始めます。よろしくお願いします。

2. 第8回議事録署名

（鍋島課長）

第8回の議事録署名を、陶山委員、藤井山委員にお願いいたします。

（第8回議事録へ署名）

3. 第10回議事録署名者選定

（鍋島課長）

第10回、本日の議事録署名者選定としまして、藤井山委員、牧嶋委員にお願いします。
よろしくお願いします。

（「はい」という声あり）

4. 教育長挨拶

（米田教育長）

※時候の挨拶

5. 議題

1) 【議題第1号】社会教育委員会委員の委嘱について

(鍋島課長)

議案第1号、社会教育委員会委員の委嘱について、益永課長が御説明申し上げます。

(益永課長)

議案第1号、和水町社会教育委員の委嘱について説明いたします。

社会教育法第15条第2項及び和水町社会教育委員設置条例第2条の規定により、下記の者を和水町社会教育委員に委嘱したいので、教育委員会の承認を求める。

令和6年3月19日提出、和水町教育長、米田加奈美でございます。

氏名を申し上げます。坂口弘子（さかぐちひろこ）氏、原賀和代（はらがかずよ）氏、近藤明枝（こんどうあきえ）氏。

任期についてですが、令和6年4月1日から令和8年3月31日まで、2年間の任期です。

提案理由につきましては、任期満了のため、委員を選出することということでございます。

この3名については、継続しての任期ということをお願いしたいということ。あと、学校の校長先生からの代表が1名、あとPTAのほうから1名、あともう1名、三加和地区のほうから1名が、まだ選任ができておりませんけれども、選考ができ次第、議案として提出を考えているところであります。

以上でございます。

(鍋島課長)

ただいま、社会教育委員の委嘱について説明がございました。御質問等ございましたら、お願いいたします。

(牧嶋委員)

選考とか、お願いをする基準とか、今回、継続だけど、どこかで最初にやられるタイミングがあるんですけども、また、この次、3期目のときには、もちろん、もうそろそろ交代をとかいう話になると思うので、もともとの選考基準で、たまたま今回、この3名の方が女性だけみたいなんですけども、そういうところもあったんで、教えていただければ、私のほうで、まだあまり知らない分野というか、ところだったんですね。どういう経緯とか、選考の基準的なものとか。

(益永課長)

まず、任期満了に伴い、今回で辞退したいという旨があった場合については、基本的にはその校区、今回のこの方々については、菊水校区と三加和校区で2名ずつというふうな形で対応しています。

今回が笠仲子さんという方が、3月31日をもって任期を終了したいという旨ございました。今現在、社会教育委員については、委員を今、探しているということです。規定というのは、これとっての規定は明確にされてないんですけども、基本的には社会教育委員として、協力してもらえる方ということで人選をしております。

あと、ケースバイケースによりますけども、地域住民の方に聞いたりとか、あと議員に相談をしたりとかするようなときもあります。

(牧嶋委員)

御推薦とか、あの方は非常に人物的にとか、そういう経験があるとか、そういうところを配慮したんですね。分かりました。

(坂口委員)

牧嶋委員がおっしゃったので、私もちょっと。身内のことで言いにくかったんですが、うちの連れ合いが選ばれましたときに、同じ地区に同じ学年の方がいらっしゃったんです。なんで同じ区の方から2人選ばれるのかなということを、結局、明確な御説明もないまま、言葉悪くて、すいません、逃げ場がないみたいな形で、受けざるを得ないということで受けまして、今回もこれで最後と本人言っておりますが、私と本人は別ものだから、彼女がそう言うなら、それでいいと思うんですけど。

今、牧嶋委員がおっしゃったように、選考するときに、特定の地区に偏るとか、年齢構成とか、なかなか難しいところがあるんですよね。その辺の御配慮があったらというふうに、そのときも思いました。

以上でございます。

(益永課長)

ありがとうございます。

(鍋島課長)

ほかにございませんでしょうか。

(「ありません」という声あり)

(鍋島課長)

では、議案第1号については、このような形で承認ということによろしいでしょうか。

(「はい」という声あり)

(鍋島課長)

ありがとうございます。

2) 【議題第2号】文化財保護審議会委員の委嘱について

(鍋島課長)

次に、議案第2号、文化財保護審議会委員の委嘱について、益永課長、御説明をお願いします。

(益永課長)

第2号議案、和水町文化財保護審議会委員の委嘱について。

和水町文化財保護審議会委員に、次の者を委嘱したいので、和水町文化財審議会条例第2条第3項及び第3条第1項の規定により、和水町教育委員会の教育委員の同意を求める。

令和6年3月19日提出、和水町教育長、米田加奈美でございます。

まず、氏名を申し上げます。横田浩（よこたひろし）氏、丸山哲男（まるやまてつお）氏、徳永壽（とくながひさし）氏、庄山章男（しょうやまあきお）氏、橋本博之（はしもとひろゆき）氏、池田宝生（いけだほうせい）氏、北川伸一（きたがわしんいち）氏でございます。

任期については、令和6年4月1日から令和8年3月31日までの2年間とします。

提案理由については任期満了に伴い、新たに委嘱する必要があるということでございます。

横田氏から橋本氏の5名につきましては、継続という形をお願いをしているところでございます。次の池田氏と北川氏については、今回、新たに委嘱するというふうな形で、計画を進めているところでございます。

基本的には、この7名につきましては、これ旧小学校区から1名ずつという選任で実施しております。また、先ほど申し上げましたとおり、選考については、前任の方からの推薦、

紹介。あと、こちらのほうから情報収集して適任の方を選考しているところでございます。

以上でございます。

(鍋島課長)

では、議案第2号について、質問等ございましたらお願いいたします。

(牧嶋委員)

質問ではないんですけども、年齢的に私もたぶん、これぐらいの年齢の方々にならないと、なかなかほかの仕事を受けたりとか、もちろん町の文化財・史跡に対する意識とかは、いわゆる伝承的に上の先輩方から、おじいちゃん、おばあちゃんから聞いたっていうところから、やはり気になっているのが、生物学的なところかなというところで、やはり女性で受け継がれてきているような文化だったりとか、いうふうなところもあったりするのかなというふうに思いますので、今後のところで、昨今の多様性とか、女性参画とか、いろんな中で言っても、いわゆる男性、いわゆるおじいちゃん、おじちゃんに偏ることなく、女性の中で引き継がれてきた和水の文化もあると思いますので、そういう視点からの御意見も広く取り入れるためには、今後の選考の中では、交代のタイミングぐらいで、女性の方で協力的な方はいませんかという中で、辞められる方にちょっと御意見・推薦をもらうとか、そういった促し方は、事務局側のほうとしてもいいのかなというふうに思いました。

以上です。

(鍋島課長)

ありがとうございます。

(益永課長)

私たちは、文化財のほうにも携わっておりますけども、以前は女性の方、入っていただいたこともありました。現在は、男性ばかりになっております。

(鍋島課長)

ほかに質問がございましたら、お願いいたします。

ないようでしたら、議案第2号の、文化財保護審議会委員については、これで承認いただけますでしょうか。

(「はい」という声あり)

(鍋島課長)

ありがとうございます。

3) 【議題第3号】スポーツ推進委員の委嘱について

(鍋島課長)

次に、議案第3号、和水町スポーツ推進委員の委嘱について、説明をお願いします。

(益永課長)

議案第3号、和水町スポーツ推進委員の委嘱について。

和水町スポーツ推進委員に下記の者を委嘱したいので、スポーツ教育法第32条第1項並びに和水町スポーツ推進委員に関する規則第3条、第4条及び第5条第1項の規定により、教育委員会の同意を求める。

令和6年3月19日提出、和水町教育長、米田加奈美でございます。

氏名を申し上げます。坂井賢士（さかいけんし）氏、木部礼一（きべれいいち）氏、月浦

秀樹（つきうらひでき）氏、川上道（かわかみとおる）氏、深浦ゆかり（ふかうらゆかり）氏、松村拓也（まつむらたくや）氏、杉村淳子（すぎむらじゅんこ）氏、高木祐作（たかぎゆうさく）氏、荒木拓馬（あらきたくま）氏、原賀和代（はらがかずよ）氏、福山憲司（ふくやまけんし）氏、鍋島保徳（なべしまやすのり）氏、梶美保（このみみほ）氏、池上順子（いけがみじゅんこ）氏、小山あゆみ（おやまあゆみ）氏、齊木大和（さいきやまと）氏、池田志信（いけだしのぶ）氏でございます。

任期については、令和6年4月1日から令和8年3月31日までの2年間でございます。

提案理由につきましては、これも任期満了に伴い、新たに委嘱する必要があるということでございます。

この17名の方々については、再任という形でなっております。前回の任期からすれば、1名減となっております。1名の方が任期満了に伴い、辞退したいということがありましたので、今現在、他の市町村からしますと、スポーツ推進員の人数が和水町は非常に多いということでございます。

だから、この欠員の1名、今回1名減ですけれども、この1名減については補充をしない形で進めていきたいというふうなことで、今回、提案をしているというところでございます。

以上です。

（鍋島課長）

議案第3について、御質問等ございましたらお願いいたします。

（坂口委員）

今の課長の御説明と、そこからなんですけれども、この方々は、以前は体育指導員という名称だったですね。

17名いらっしゃるんですけれども、いろんなイベントが減ってきている中で、この方たちはどういう活動を。率直に言いまして、17名もいるのかなというような、思いであります。以前はいろいろとイベントもありましたし、だいぶ減ってきておりますので、そこまで要るかということで、一回お願いしたら、なかなか辞めてくださいと言にくいだろうということもあります。

それから、中に、前は町内の方だったんだと思いますが、この方はちょっと私、存じ上げないのですが、熊本の方もいらっしゃいますね。町外在住でお越しくださなければならぬほど、そんなに大変なのかなと。本当に言葉悪いですが、私の認識不足かもしれませんが、今後やっぱ数を改めてくださいと、そういうやり方は難しいと思うんですけれども、何らかの形で少し減らしていったら、基本的には町内在住の方。なんで町外から来ているのと、ちょっと説明がつかないのではと思いますので、分かる範囲でお答えください。

（益永課長）

お尋ねの方につきましては、町内の方でございまして、町内出身の方でございまして、今お住まいのほうで、ちょっと熊本市のほうに出られていて、和水にお勤めだということでございます。現住所が、たまたま今、熊本市にちょっと転出しているというふうな状況で、以前は和水町という状況でございます。

あと、定数につきましては、ちょっと今の見直しも考えながらということでは考えてはおります。

あと一つ、スポーツ推進委員がこれまでなんとなく、町の行事等の応援みたいな雰囲気では

考えておられるような状況だったので、本来はこのスポーツ委員が自ら何か企画・提案して、実施して、和水町のスポーツ振興を図るというのが、国のスポーツ基本法の中では、そういった形で書いてあります。

来年度、和水町のスポーツ推進計画を策定する中で、その辺のこともちょっと含めて、少し改革をしなければいけないかなということでは考えている状況でございます。委員がおっしゃっているとおり、ちょっと人数が多いのではなかろうかというふうな御意見も踏まえて、今後、推進計画の中での方向性も考えながら進めてまいりたいと思っております。

以上です。

(坂口委員)

ありがとうございます。

(鍋島課長)

ほかにございましたら、お願いいたします。

では、議案第3号については、同意いただくということによろしいでしょうか。

(「はい」という声あり)

(鍋島課長)

ありがとうございます。

4) 【議題第4号】和水町春富コミュニティドーム設置及び管理に関する条例施行規則の制定について

(鍋島課長)

次に、議案第4号、和水町春富コミュニティドーム設置及び管理に関する条例施行規則の制定について、御説明をお願いします。

(益永課長)

議案第4号、和水町春富コミュニティドーム設置及び管理に関する条例施行規則の制定について。

和水町春富コミュニティドーム設置及び管理に関する条例施行規則の制定に基づき、和水町春富コミュニティドーム設置及び管理に関する条例施行規則を定める必要があるため、教育委員会の承認を求める。

令和6年3月19日提出、和水町教育長、米田加奈美でございます。

これは、今回の3月議会におきまして、この和水町春富コミュニティドームの設置条例を、設置及び管理に関する条例を承認いただきました。それに伴いまして、管理をする教育委員会としましては、設置規則を定めて使用開始するということになっておりますので、第1条から第7条までの項目でまとめております。基本的には、第2条につきましては、業務を行う時間ということで、使用時間が午前9時から午後10時まで、業務を行わない日というのが基本的には年末年始ということになります。

あと、この中には使用の申請書、減免等の項目も入れておりまして、様式第1号から第4号様式までの許可申請書、承認申請書、あとは減免申請書、減免許可書というのを明記して、これに伴いまして管理のほうを進めてまいりたいということで、承認を求めるものでございます。

以上です。

(鍋島課長)

では、議案第4号について、御質問等を受けたいと思います。お願いいたします。

(牧嶋委員)

これ、たまたま議事録が、先ほど署名された分が1月の開催分だと思いますけども、坂口委員の御発言だと思いますが、名称について、ひらがな表記のほうが柔らかくというか、そういうふうなものを検討してはどうでしょうかと、こちらについては何か御検討があったのか、最終的にやっぱりもう、漢字の表記のほうでいくという理由とか、御意見が多かったとか、なかったでしょうか。

(益永課長)

名称についても議会のほうからの質問がありまして、基本的にはもう、コミュニティセンターという形で春富小学校全体を名称として名前を付けると。名前を付けるにあたって、集会センターというのがもともとあったんで、そのまま集会センターで付けると、ちょっと変な誤解というか、同じようなものという形で認識されるので、名称については変更したほうがいいというふうな意見で付けました。

コミュニティというのは集会、人が集まるということで、コミュニティということで、まず、コミュニティセンターという形で名前が付けられましたので、それにちなんで、私どもとしましてもドーム、体育館という表記でも別に問題はなかったんですけども、スカイドーム2000があるものですから、それに対してドームということで付けさせていただきました。

名前については、これじゃないといけないっていうふうなことではなかったんですけども、妥当な名前ではなかろうかということで、議会のほうから承認をいただいております。

(牧嶋委員)

特に春富をひらがなにするとか、漢字にするとかという御議論とか、御意見とか、そこを汲み上げるようなことはなかったんですね。

(坂口委員)

前回申し上げたことを検討されてこうなったのかなと思って、今日は質問しなかったんですけども、柔らかい響きがいいかなと、そのときは思いましたけどですね。

(鍋島課長)

ほかにございましたら、お願いいたします。

では、議案第4号について、承認ということでよろしいでしょうか。

(「はい」という声あり)

(鍋島課長)

ありがとうございます。

5) 【議題第5号】和水町春富コミュニティ広場設置及び管理に関する条例施行規則の制定について

(鍋島課長)

では、次に議案第5号、同じく、和水町春富コミュニティ広場設置及び管理に関する条例施行規則の制定について、益永課長から説明をお願いします。

(益永課長)

議案第5号、和水町春富コミュニティ広場設置及び管理に関する条例施行規則の制定について。

和水町春富コミュニティ広場設置及び管理に関する条例の制定に基づき、和水町春富広場設置及び管理に関する条例施行を定める必要があるため、教育委員会の承認を求める。

令和6年3月19日提出、和水町教育長、米田加奈美でございます。

これにつきましても、先ほどと同様です。春富コミュニティ広場の設置及び管理に関する条例が3月議会で通りましたので、その施行規則を定めるものでございます。

第1条から第7条、あと様式の第1号から第4号につきましても、先ほどと内容的には変わらないものでございます。

以上です。

(鍋島課長)

議案第5号について、御質問等ございましたら、お願いいたします。

ございませんでしたら、承認ということでよろしいでしょうか。

(「はい」という声あり)

(鍋島課長)

ありがとうございます。

6) 【議題第6号】和水町緑コミュニティドーム設置及び管理に関する条例施行規則の制定について

(鍋島課長)

和水町緑コミュニティドーム設置及び管理に関する条例施行規則の制定について、御説明をお願いします。

(益永課長)

議案第6号、和水町緑コミュニティドーム設置及び管理に関する条例施行規則の制定について。

和水町緑コミュニティドーム設置及び管理に関する条例の制定に基づき、和水町緑コミュニティドーム設置及び管理に関する条例施行規則を定める必要があるため、教育委員会の承認を求める。

令和6年3月19日提出、和水町教育長、米田加奈美でございます。

これに関しても、先ほど説明したとおり、第1条から第7条までを例示して定めるものとしております。また、様式についても、第1号から第4号まで、先ほどと同じようなことになってございます。

以上です。

(鍋島課長)

議案第6号につきまして、御質問等ございましたら、お願いいたします。

では、議案第6号、承認ということでよろしいでしょうか。

(陶山委員)

先ほどから出ていました、第4号、5号、6号の議案について、春富あるいは緑ということで、ひらがな表記のことなんですけど、私、三加和地区におりまして、従来からこの「緑」と「春富」という言葉は染みついておりますので、ひらがな表記であろうが、漢字表記であ

ろうがあんまり変わらないな。どちらかといえば、漢字で書いておいたほうが、そのまま、今までのところだねというような認識があるのかな。ひらがな表記にすると、また新しく何かつくられたのかなというような意識もあるので、三加和からいうと、さほど春富、緑というのは、漢字表記でなくても、意識的に変わらないなっていう感覚を私は持っています。

以上です。

(鍋島課長)

ありがとうございます。

ほかにございましたら、お願いいたします。

では、議案第6号につきまして、承認ということでよろしいでしょうか。

(「はい」という声あり)

(鍋島課長)

ありがとうございます。

7) 【議題第7号】 和水町金栗四三栗の生家施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正について

(鍋島課長)

次に、議案第7号、和水町金栗四三栗の生家施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正について、益永課長、御説明をお願いします。

(益永課長)

議案第7号です。和水町金栗四三栗の生家施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について。

和水町金栗四三栗の生家施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定に基づき、和水町金栗四三栗の生家施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する必要があるため、教育委員会の承認を求める。

令和6年3月19日提出、和水町教育長、米田加奈美でございます。

次のページを御覧ください。新旧対照表等があります。右側が改正前、左が改正後でございます。下線の部分につきまして、改正後については継続するというふうな内容でございます。

内容につきましては、使用料につきまして、観覧料を以前は200円取っていたところを、生家の観覧料については無料にするという内容で、議会の承認を得たものですから、この規則の中でも、その部分を削除するというふうなことでございます。

一番下のところにも書いてありますけども、使用を目的として、屋内観覧料を削るというふうな内容でございます。

以上で提案理由を申し上げます。以上です。

(鍋島課長)

議案第7号につきまして、御質問等ございましたら、お願いいたします。

ないようでしたら、承認ということでよろしいでしょうか。

(「はい」という声あり)

(鍋島課長)

ありがとうございます。

8) 【議題第8号】和水町春富コミュニティセンター施設「町民交流館」の管理及び運営規則の制定について

(鍋島課長)

では、次に、議案第8号、和水町春富コミュニティセンター施設「町民交流館」の管理及び運営規則の制定について、益永課長、よろしくお願いします。

(益永課長)

議案第8号、和水町春富コミュニティセンター施設（町民交流館）の管理及び運営規則の制定に続いて。

和水町春富コミュニティセンター施設及び管理に関する条例第15条の規定に基づき、町民交流館の管理及び運営に関し、必要な事項を定める必要があるため、教育委員会の承認を求める。

令和6年3月19日提出、和水町教育長、米田加奈美でございます。

春富コミュニティセンターの施設の管理及び運営規則についてですが、全体的なものについては、町のほうのまちづくり課が担当しておりますが、1階部分の町民交流館、田中城ミニミュージアム及び各部屋を貸出中の部分につきましては、管理・運営のほうを教育委員会でするようになりますので、その辺の運営規則を定める必要がありますので、第1条から第3条までを決めているところでございます。

内容につきましては、基本的には、今までありました春富集会センターの条件と同じ内容にしてつくっているものでございます。基本的には、使用の許可申請等につきましては、第1号様式から第4号様式まで使用の申請許可、あと減免申請の許可ということで付けてあるところでございます。

以上でございます。

(鍋島課長)

議案第8号につきまして、御質問等ございましたら、お願いいたします。

(坂口委員)

お尋ね、二、三あります。私の勉強不足なもので、確認ですが、コミュニティセンター、町民交流会館というのは、旧春富小学校の校舎という認識でいいんですかね。

(鍋島課長)

そうです。

(坂口委員)

続きまして、第2条に使用時間の順守がございしますが、使用時間というのは何時から何時という、ほかの施設については書いてございましたが、ここは書かれておりませんので、大丈夫なのかなと思ったのが2点目です。

3点目、ドーム施設、二つ、緑・春富のドームと、それから、このコミュニティセンターのところで、指定場所以外で喫煙しないというふうにされていっていますが、かつて、ちょっと喫煙でいろいろありましたけど、今、敷地内禁煙という考え方がないのかと。また、屋外になるのかなと思うんですけども、今の現在の認識では、やっぱ喫煙場を設けないといけないのかなと。

特に、さっき一点言おうかと思ったんですが、全部共通するからと思って、今まで言わな

かったんですけど、いわゆるコミュニティドーム、体育館等の使用のときも、前提としてはスポーツだけとは限りませんけども、例えばスポーツをする人たちの喫煙場所をここで吸ってくださいというふうに、そこまで親切に、もうここの敷地では一切喫煙禁止というような話は今まで出なかったのかということ、そこをちょっとお尋ねしたいんですけども。

できたら、もうこういう時代でもありますし、禁煙してほしいなと。

以上でございます。

(益永課長)

まず、一点目の質問については、春富小学校の施設を春富コミュニティセンターとして、使用するということになります。この町民交流館につきましては、その1階部分のフロアを町民交流館というような形で位置付けて、今回の管理運営規則として定めるという計画です。

使用する時間のこともなんですけども、使用する時間は条例のほうで記載されておりまして、交流館のほうが午前10時から午後9時までという使用時間、あと、年始年末については12月26日から1月4日までが休館日ということになります。

ミュージアムにつきましては、火曜日が休館日というふうになっております。これは条例のほうに記載をしてありますので、こちらのほうの規則については言及してないということでございます。

喫煙場所、あと全面禁煙というふうなことですけど、タバコにつきましては敷地内禁煙というのが基本的な原則でございます。今、公民館とか、こちらのほうの役場でも1カ所だけ設けてあるような状況で、その件については、ちょっとまだ深く検討しておりませんので、今後、検討してまいりたいと思います。

(陶山委員)

ぜひ、その辺は進めてもらいたいと思っております。室内であれば、もう要するに新しくできたところは、ほぼもう禁煙というのが原則になっているようなので、こうやって残していくと、いつまでもこういう変えられるときに変えておかないと、なかなか前には進んでいかないなと。一回、変えて出してしまうと、それが既成事実になって、というような議論も出てくるので、ぜひ進めてもらいたいと思います。

(牧嶋委員)

法令的には、受動喫煙防止法で公共施設とか、そういったところの敷地内禁煙が原則的なものが確かあった。なので、今はもう学校、病院、役場、市役所等も含めて、次がそういうふうな、こういった利用があるような公民館施設とか体育館施設、いわゆる町・市内、外の不特定多数の方が出入りするような、半公的な施設というところからなっているところなど、法令との適合性も確認しながら、もうその法令で、ここは当然町の資産であって、町が運営管理をするところであって、もう敷地内が駄目であれば、もう問答無用に、その法令を盾にもう敷地外としか言わないで、敷地内を禁煙とするというふうな言い方を、法令に基づいて禁煙にすると、強く書けると思うんですけど。

すみません、法令なんで、ちょっと詳しいことは知りませんが、ちょっと御確認いただいてから、明記いただければと思います。

(益永課長)

ありがとうございます。タバコを吸われる方からすると、敷地外だと、一本離れた道路のところで吸ったりとか、道路でたぶん吸っているというようなことで、けども、敷地のち

よっと外に行かれて吸われるというふうなことが、たぶんあるかと、逆にある1カ所のところで、もちろん屋外なんですけども、1カ所をどこか設けることによって、そういったマイナスの要因が少しでもなくなるのかなというふうなことはちょっと考えてはおります。

ただ、全面禁煙すると、変な話、道路に行って吸うとか、敷地から離れて吸うとか、たぶん学校も門を出たところで吸うということに、たぶん、ただ、喫煙者の方はなるんで、そういったことがそこで、道路沿いでタバコ吸う環境がいいのかってというようなものを考えますと、どっかで指定したほうがいいのかなっていうのも、あるところではないかなとは思っております。

(坂口委員)

そこが、課長がおっしゃる優しさなんです。喫煙者に対する世の中の目ってというのは、もう全然、今、違うんですよ。今おっしゃった事例として、例えば、ある学校で、その教職員が外のほうで吸いよると、地域住民のひんしゅくはとんでもないです。勤務時間中にタバコ吸ってる連中がおるというふうに、職場には必ず連絡が入ってきます。

言いにくいですけど、この役場もそのところに喫煙場がございますね。坂を上がってくると、あそこで、また吸いよんなはると。それを結構おっしゃる方がいらっしゃるんですよね。

もちろんタバコ産業とか、そういうのもあるから、そういったこともあるのかもしれませんが、やっぱり公的施設では、それに付随するところを含めて基本的に、吸えない・吸わないんだという認識を、やっぱり町として町民の皆さんに、ここに来るなら我慢してくださいとですね。それぐらいの姿勢は出してもいいんじゃないかなと。じゃないと、ずっと続くと思うんですよ。

(陶山委員長)

永遠に続く、なくならないですよ。

(坂口委員)

ここで、やっぱりさっきおっしゃったように、陶山委員もおっしゃったように、変えられるときに変えていかないと、あのときオッケーなのに、なんで急にとかなるからですね。本当に法令を調べられて、それに基づいてやっているというのが一番、ある意味、楽です。責任はそっちに押し付けたほうが、ぜひぜひ、それは調べられてお願いしたい。

(陶山委員)

基本的には吸えるのは、自分の家だけっていうような認識が出てくるんじゃないですかね。本当に吸わない人で、仕事をずっとやっている人と、ちょこちょこ、ちょこちょこ出て行って、それ勤務時間内でどうなのっていう話は、いつでも町民として出てくるところで、それと、またさっきの、これは県北病院もそういう感じですね。外に出て吸いよんなはる、医者が看護師がっていうような、見苦しいんですけども、それは認識として、健康管理する人がそんなんでいいのっていう、そういう目もあるんだっていうことを意識していただいて、本当に変えるときにそういうふうに、少しずつ厳しくても持っていけないと、これはもう永遠に続きます。5年後、10年後、先のことは分かりませんが、何かそういう、もうそろそろそういう議論をしていかないといけない時期なんじゃないのかなというふうに思います。お願いいたします。

(牧嶋委員)

やっぱり職場としての役場と、病院も職場なんで、それで個人の嗜好品をということで、利用者が不特定多数というふうな形になりますので、ちょっとその少し区切りをして、いきなり役場を禁煙にしてというのは難しいかもしれませんが、ちょうどせっかく、この今から運用し始める、ここに関してはちょっとルールのその辺は、もう一度見直しというか、どこまでどうするのか、法令も含めて、それから他の施設等も含めて、御検討いただければというのは、私も思っています。

(益永課長)

私としては、今、タバコはやめておりますので、どちらの気持ちも分かっております。こういった御意見が多いのであれば、これまで提案した内容で、その部分は消すということもそれはもう全然問題ないと思います。消しましょうか、では。

(陶山委員)

ここでやらないと。

(坂口委員)

ここでやらないと、もう機会はないと思う。

(益永課長)

では、その禁煙場所の指定については削除し、敷地内の喫煙はしないと。その部分を取るということで、よろしいですか。

(坂口委員)

要するに、ここは駄目だ。もう基本的に、そう書いてなくても駄目。

(益永課長)

駄目ということですね。

(陶山委員)

当然、許可証のほうにも書いているところも削除、用紙のほうですね。

(牧嶋委員)

この辺は、ちょっと確認していただいたほうがいいと思います。今後のいろんな町の施設とかあると思いますので。

(陶山委員)

よろしくお願いします。

(益永課長)

では、その部分については削除いたします。ありがとうございます。

(鍋島課長)

ほかによろしいでしょうか。

(藤井山委員)

ちょっと戻るんですけど、先ほどの7号の生家の施設の管理についてのことなんですけれども、これは全部無料ということですよ。この使用減免許可申請書の内容をちょっと覚えてなくてあれなんですけれども、例えば展示、イベント、講座で、参加料とか入場料とかいただく、その方たちがいただく場合でも、もうこれは無料にされるんですか。

(益永課長)

まず、生家内での観覧する場合については、料金を取っておりましたので、その分は無料。あと一つ、生家を半日ないし一日貸し切りで何かに使用するときには、使用料が発生

するということで、そのときは町内の方々が1,000円、町外が2,000円という形で、条例は決めております。それについての変更はありません。

(陶山委員)

条例で規定されているんですね。

(益永課長)

条例で規定されています。

(藤井山委員)

そうなんですね。失礼しました。

(益永課長)

そこで、イベントを実施する場合については、要協議ということになります、そこでは、入館ではなくて参加料。

(藤井山委員)

そうなんです。参加料ですね。たぶん、もし講座を開くのだったら、講師が来られて、その方たちが運営されるのだったら、参加料というのは発生すると思うんですけど、その場合でも一緒ということですか。

(益永課長)

一緒になります。公民館を使う場合と同じ考えと思っておられるといいのかなと。まず、サークルとかで、じゃあ、中会議室を使います。そのときに講師の方を呼んで、その講師の分については、参加された方から負担してもらいますということに関しては全然問題はない。

(藤井山委員)

そこは関係ないんですね。

(益永課長)

営利目的で入場料を取ったりとかするときは、また別の考え方だと思います。

(藤井山委員)

それは申請された段階で考えていくということですね。

(益永課長)

部屋を貸し切って使用する場合については、使用料が発生します。

(藤井山委員)

ありがとうございました。

(鍋島課長)

議案第8号については、先ほどの喫煙の部分は、削除するという形で、ほかの今日、御提案申し上げた施設の部分も同様に削除することになります。よろしいでしょうか。

(「はい」という声あり)

(鍋島課長)

ありがとうございます。

9) 【議題第9号】 和水町長の権限の一部を和水町教育委員会に委任する規則の一部改正について

(鍋島課長)

では、次に、議案第9号、和水町長の権限の一部を和水町教育委員会に委任する規則の一

部改正について、説明をお願いします。

(益永課長)

議案第9号、和水町長の権限の一部を和水町教育委員会に委任する規則の一部を改正する規則の制定について。

和水町春富コミュニティ広場設置及び管理に関する条例等の制定に基づき、和水町長の権限の一部を和水町教育委員会に委任する規則の一部を改正する必要があるため、教育委員会の承認を求める。

令和6年3月19日提出、和水町教育長、米田加奈美でございます。

今回、条例を制定したものについては、町長権限がありまして、その一部を教育委員会のほうに委任するという規則があります。その中に、今回、追加した5つのものについて追加するというふうな内容でございます。

5、6、7、8、9ということで、まず、コミュニティセンターの交流センターの部分、あと春富コミュニティドーム、春富コミュニティ広場、緑コミュニティドームと金栗四三の生家施設という形の5つの項目について、これを提案するものでございます。

以上です。

(鍋島課長)

議案第9号につきまして、御質問等ございましたらお願いいたします。

では、よろしいでしょうか。

(益永課長)

一点訂正をお願いしたいと思います。

次のページの新対照表というので、右が改正前、左が改正後になります。改正後の(8)番のところに、緑コミュニティ広場ということで「広場」と書いていますけど、これは「ドーム」ということで、修正をお願いしたいと思います。失礼しました。

(鍋島課長)

では、議案第9号につきまして、承認ということでよろしいでしょうか。

(「はい」という声あり)

(鍋島課長)

ありがとうございました。議題については以上になります。

6. 報告事項等

1) 当面する教育上の諸問題について

(米田教育長)

- 1 動静及び結果報告
- 2 児童生徒関係について
- 3 教職員関係について
- 4 その他

2) その他

- ・ 3 月定例議会について
- ・ 辞令交付式・任用通知交付式について
- ・ 広報「なごみ」4月号について

7. 閉 会

(米田教育長)

これもちまして、令和5年度第10回教育委員会会議を閉じます。

ありがとうございました。

閉会時刻 午前10時30分